

## 村山市ごみ減量化推進事業費補助金実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化による再生利用を促進するため、家庭用生ごみ処理機や生ごみコンポスト化容器を購入し設置する者に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付し、ごみ減量に対する市民の意識向上を図り、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 電気式・手動式の生ごみ処理機として市長が認めた機材で、家庭から出た生ごみを減量・堆肥化するための機器本体をいう。
- (2) 生ごみコンポスト化容器 土中の微生物の活動又は生ごみ堆肥化促進剤等を利用して、生ごみを分解させ、その容量を減少し、堆肥化させるものとして市長が認めた容器で、家庭から出た生ごみを減量・堆肥化するための容器本体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内事業者にて家庭用生ごみ処理機又は生ごみコンポスト化容器を購入し、設置する事業とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、村山市に住所を有し、在住する市税等の滞納がない個人とする。

ただし、同一年度内において、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト化容器の購入費補助を受けた者を除く。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲で次の各号に定める額とする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 本体購入価格に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。
- (2) 生ごみコンポスト化容器 本体購入価格に3分の1を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、3,000円を上限とする。

### (補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付申請等にあたっては、申請等手続きの簡便化を図るため、規則に定める様式にかえて、ごみ減量化推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に以下の書類を添付し補助金の交付を申請するとともに、家庭用生ごみ

処理機又は生ごみコンポスト化容器の購入実績を報告する。

- (1) 購入機器の領収書の写し
- (2) 購入機器の保証書の写し（家庭用生ごみ処理機購入時にのみ必要）
- (3) 同意書（市税等納入状況及び住民登録状況を調査することに同意するもの。）

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条により申請があった場合は、すみやかにその内容を審査し、適当と認めるときは、ごみ減量化推進事業費補助金交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定にかかわらず、第1項の規定による通知をもって、同条に規定する補助金の額の確定通知に代えるものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び書類の保管は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（委任）

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に購入した家庭用生ごみ処理機又は生ごみコンポスト化容器から適用する。
- 2 従前の家庭用生ごみ処理機等推進事業補助金実施要綱及び生ごみコンポスト化容器推進事業補助金実施要綱は令和7年3月31日をもって廃止とする。
- 3 令和8年4月1日 一部改正